

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン 解説 新旧対照表

赤字…改正部分

改正案	現行
<p>1-2 適用対象（第2条第1項関係）</p> <p>第2条（第1項）</p> <p>1 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。</p> <p>本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。</p> <p>なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指している。<u>また、電気通信事業法は、外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下同じ。）が、日本国内において電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合のほか、外国から日本国内にある者に対して電気通信役務を提供する電気通信事業を営む場合にも適用されることから、当該外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。</u></p> <p>1-3 適用関係（第2条第2項、第3項関係）</p> <p>第2条（第2項、第3項）</p> <p>2 電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定を遵守するほか、本ガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>3 電気通信事業者は、第3章に規定する各種情報については、第2章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第3章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。</p>	<p>1-2 適用対象（第2条第1項関係）</p> <p>第2条（第1項）</p> <p>1 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、及び運用される。</p> <p>本ガイドラインは、電気通信事業者の業種・規模等を問わず、法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に該当する電気通信事業者に適用される。</p> <p>なお、本ガイドラインにおける「電気通信事業者」は、第3条第1号に規定しているとおり、電気通信事業法第2条第4号に定める電気通信事業を行う者を指しているが、<u>電気通信事業法は、電気通信設備を国外のみに設置する者であって、日本国内に拠点を置かない者に対しては規律が及ばないものと解されており、そのような者は本ガイドライン第3条第1号に規定する「電気通信事業者」にも該当しないことから、本ガイドラインの適用対象外であると考えられる。</u></p> <p>1-3 適用関係（第2条第2項、第3項関係）</p> <p>第2条（第2項、第3項）</p> <p>2 電気通信事業者は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の規定及び通信の秘密に係る電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条その他の関連規定を遵守するほか、本ガイドラインの規定に従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p> <p>3 電気通信事業者は、第3章に規定する各種情報については、第2章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第3章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。</p>

(略)

なお、EU及び英国域内から充分性認定（EUにあってはGDPR（※）第45条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいい、英国にあってはこれに相当する決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（平成30年個人情報保護委員会告示第4号）を参照のこと。

(略)

(略)

なお、EU域内から充分性認定（GDPR（※）第45条に基づき、欧州委員会が、国又は地域等を個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定をいう。）により移転を受けた個人データを取り扱う場合には、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（平成30年個人情報保護委員会告示第4号）を参照のこと。

(略)